

第Ⅳ部 資 料

1. 「外国人留学生入試時期等見直しの件に関する答申」

平成12年1月8日

入試委員会 委員長
北沢 正啓 殿

外国人留学生入試検討委員会
委員長 中田 友一

本委員会は、平成11年4月23日の全学入試委員会より、外国人留学生入試時期見直しについて諮問を受け、平成11年5月4日に第1回の会議を開催し、「外国人留学生入試検討委員会」として発足いたしました。

平成11年12月10日の会議まで3回に亘り、鋭意検討を重ねて参りました結果、別紙の通り成案を得ましたのでここに答申致します。

委員長 教養部 中田 友一
委員 文学部 酒井 敏
社会学部 日比野省三
法学部 石川一三夫
経済学部 河宮 信郎
経営学部 中條 秀治
商学部 横井 義則
体育学部 守能 信次
情報科学部 三宅 芳雄
教養部 酒井恵美子

委員 入試渉外部 山崎 勝則
入試渉外部 佐野 文彦
オブザーバー 入試渉外部 宇佐美裕子
国際センター 刀根 実
教務課 鏡味 徹也

以上

はしがき

中京大学では1987年の「留学制度検討委員会」による「留学生制度に関する基本答申」及び「日本語教育実施に関する答申」に基づき、関係各学部を中心に外国人留学生の受け入れを進めてきた。

ところが、1995年より留学生、特に学部正規生が減少しはじめ、1998年には豊田学舎における新入生がゼロとなり、教養部は「日本語」「日本事情」科目の不開講措置をとらねばならなくなった。これは外国人留学生がここ十数年来の急増期を経て横這いあるいは減少に転じたことに加え、各大学の留学生受け入れ体制が整ったことや、近年他大学新設学部が積極的に留学生を受け入れているためと考えられた。それゆえ現状のままでは、本学の留学生の受け入れ状況の好転は困難であろうと思われた。

そこで、留学生の減少をくい止め、安定して優秀な留学生を確保するための施策については多方面から考える必要があるものの、まず早急の改善のために、教養部教授会は留学生入試の時期および方法等の見直しと情宣活動のさらなる充実を全学入試委員会に対して提案してきた。

審議経過

外国人留学生の入試時期等の見直しについては、平成10年7月28日付けで教養部長から入試委員会へ提出された資料に基づき、平成11年4月23日全学入試委員会で委員会直属の作業部会として外国人留学生入試検討委員会（以下委員会と略称する）を発足させることとなった。

1. 第1回委員会は平成11年5月4日名古屋学舎小会議室で開催され、中田教養部長を議長に選出した。ひきつづき、委員会のあり方について検討した。（第1回議事録参照）
2. 第2回委員会は平成11年9月24日17時半より小会議室にて開催され、現行組織の中で変更可能な点について議論をし、改訂の素案を作成した。（第2回議事録参照）
3. 第3回委員会は平成11年12月10日17時半より小会議室にて開催され、将来展望からみて現時点における留学生入試の改善点について議論し、先回の改訂案に検討を加えた（第3回議事録参照）

以上の審議経過を踏まえて、本委員会は入試委員会へ以下のように改定案を答申致します。

答申案

1. 入試方法

【現行】入試回数は1回で推薦入試はない。

【改訂案】①入試回数を2回行う。

例 2001年10月8日（前期）予定

2002年2月中旬（後期）予定

②日本語学校からの推薦入試を行う（指定校）

例 トライデント・スクール、愛知国際学院、京都外国語学院、
新宿日本語学校等。

2. 入試科目及び資格

【現 行】日本語能力試験

【改訂案】留学生センター入試（添付資料2）を使用する。但し、これが開始されるまでは中京大学独自の方法で2回開催する。

入試回数を2回にした場合、

前期は中京大学独自の日本語能力試験を行う。（教養部と各学部）

後期は文部省の日本語能力試験の点数を採用する。

3. 募集方法

【現 行】中京大学外国人留学生入学試験要項

【改訂案】①日本語学校や他大学日本語別科への広報活動を行う。

②中京大学ホームページに英語、中国語、韓国語で留学生募集の案内を出す。

③海外にある日本語学校、日本語専攻のある大学へも募集案内を送付する。

④ISEPを含めた交流校で広報活動を行う。

⑤可能な限り日本語科の設置されている大学へ資料を送る。

⑥口（くち）コミで広がる方法を探す。

⑦学部毎の留学生を集めるセールスポイントを考える。

⑧日本語ジャーナル他に中京大学の広告の如何について検討する。

4. 学内での外国人留学生の待遇

【現 行】授業料と教育充実費が4割減免されている。1年在学後に奨学金制度あり。

留学生便覧はない。体育学部のみチューター制度がある。

【改訂案】①1年生からの奨学金を出し、それを広報材料として活用する。

新入生の中から1人か2人に授業料と教育充実費の6割をあるいは4人に3割を奨学金として給付する。

②国際センターに依頼し、留学生便覧、大学生活マニュアルを作成する。

③必要学部、教養部で日本語チューター制度と留学生チューター制度を検討する。

④国際交流委員会へ留学生奨学金の運用について審議を要請する。

5. 今回は留学生入試時期等の見直しについて検討したが、中京大学として留学生制度を抜本的に見直す必要があると考える。理事会の方針、宿舍の問題、バイリンガル教育について等々今後国際交流委員会等しかるべきところでさらに審議される事を要望する。